

# NDF ガイドライン

平成 26 年 8 月 27 日制定（平成 26 水推第 558 号）

最終改正：令和 5 年 11 月 24 日（5 水推第 1332 号）

CITES 附属書 I・II 掲載種の輸出許可書及び海からの持込み証明書の発給要件である科学当局による NDF（Non- Detriment Finding：種の存続を脅かさないという助言）について、COP16 で法的拘束力のない指導原則を含む決議が採択されたことを踏まえ、水産庁が科学当局を担当する水棲動物種について、以下のとおりガイドラインを定める。今後、水棲動物種に関する NDF はこれに基づき実施する。

1. NDF を実施するにあたっては、可能な限り遺伝的に独立した集団（以下、本ガイドラインでは便宜的に「種」と表記）毎に NDF を判断する。
2. 対象標本が以下の項目のいずれかに該当することが明らかな場合には、NDF を行う。
  - (1) 附属書に掲載される以前に採取された場合。
  - (2) 野生起源で無い場合。具体的には、
    - ①附属書に掲載される以前に採取された個体を親として生産された場合
    - ②CITES 手続に則り輸入された個体を親として生産された場合
    - ③NDF の要件を満たす個体を親として生産された場合
    - ④その他（第 2 世代の子孫を確実に産出できると実証された方法で生産された場合）
  - (3) 生存に影響が無い方法で採取された、個体の一部の場合（例：バイオプシーサンプリングにより採取された標本、卵子、精液等）。
  - (4) 死亡個体から採取された場合であって、合理的に考えて、その死亡原因が採取者の責任に帰すると解されない場合（例：座礁鯨等。混獲は該当しない。）。

3. 対象標本が上記2. のいずれの項目にも該当しない場合は、原則として以下の情報を参考にして NDF ができるかどうかを判断する。

- (1) 当該種についての生物学的特徴及び生活史
- (2) 当該種の分布範囲（歴史的及び現在）
- (3) 当該種の資源の構造、状況及び傾向
- (4) 当該種に対する脅威
- (5) 歴史的及び現在の当該種の漁獲及び死亡状況
- (6) 導入されている管理措置及び提案されている管理措置
- (7) 管理措置の遵守状況
- (8) 資源状況のモニター状況
- (9) 保存状況
- (10) 当該種が生態系で果たす役割の継続性
- (11) 違法貿易が当該種の生存に与える影響

4. 上記3. の情報収集にあたっては以下を参考とする。また、必要に応じて申請者にも資料の提出を要請する。

- (1) 関連する科学文献
- (2) 生態学的リスク評価
- (3) 漁場・市場における調査結果
- (4) 地元関係者の知識や専門的意見
- (5) 専門家の意見
- (6) 貿易データ

5. 上記3. の項目を参考に NDF を判断する際には、まず(3)、(5)及び(6)について以下の考え方を参考に基準が満たされているかどうかを判断する。これらの基準が満たされていると判断される場合には、上記3. のその他の項目についても考慮して NDF を判断する。

- (1) 当該種について科学的根拠に基づき許容漁獲量が設定又は計算されている場合は、当該輸出量を含む審査時点での漁獲量の合計がこの範囲に収まっていること。
- (2) 当該種について、科学的根拠に基づく許容漁獲量の設定又は計算は困難であるが、漁獲量等により資源の動向が一定期間推定可能

な場合は、資源の減少が認められず安定しており、当該輸出量を含む審査時点での漁獲量の合計が過去の平均的な漁獲量の範囲内に収まっていること。(資源の動向の期間については対象種の生物学的特性を考慮することとする。)

- (3) 当該種について、科学的根拠に基づく許容漁獲量の設定又は計算は困難であり、上記5.(2)に該当しない場合は、現在導入されている(又は近い将来導入される)管理措置の効果により資源が維持されると考えられること。なお、管理措置の効果を判断するにあたっては、以下を参考にする。

- ✓ 保護区域が効果的に設定されていること。
- ✓ 禁漁期間が効果的に設定されていること。
- ✓ 当該種を漁獲する漁業者数が制限されており、かつ漁業者数が長期にわたって大幅に減少していることから、十分な漁獲圧力の減少が起こっていると推定されること。
- ✓ 漁具の制限が効果的に設定されていること。
- ✓ 特定のサイズ以下が保護されていること。
- ✓ その他の効果的な管理措置(例：雌は放流、着底禁止、光力制限)が設定されていること。
- ✓ 上記の管理措置の組み合わせにより、同様の効果が得られること。

- (4) 当該種について、科学的根拠に基づく許容漁獲量の設定又は計算は困難であり、上記5.(2)及び(3)のいずれにも当てはまらない場合は、年間の漁獲量が、当該種の推定資源規模に比べて無視できるレベルであると考えられること。なお、資源規模を推定する場合は、過去における漁獲量、生息域の広さ、類似種の資源量や生産性等を考慮するとともに、漁獲量と想定される最大の漁獲効率などから、最低資源量を推定する。

また、「無視できるレベル」とは、原則として、当該種の実産性に応じて下表のとおりとする。生産性のより低いカテゴリーにパラメーターの一つでも該当する場合は、そのカテゴリーに属するものとみなす。

| パラメーター                                  | 生産性     |                    |                   |
|-----------------------------------------|---------|--------------------|-------------------|
|                                         | 低       | 中                  | 高                 |
| 自然死亡率(M)                                | 0.2 未満  | 0.2 以上 0.5 以下      | 0.5 より大           |
| 内的自然増加率(R)                              | 0.14 未満 | 0.14 以上 0.35 以下    | 0.35 より大          |
| von Bertalanffy 成長率(K)                  | 0.15 未満 | 0.15 以上 0.33 以下    | 0.33 より大          |
| 成熟年齢(t mat)                             | 8 より大   | 3.3 以上 8 以下        | 3.3 未満            |
| 最大年齢(t max)                             | 25 より大  | 14 以上 25 以下        | 14 未満             |
| 世代間隔(G)                                 | 10 より大  | 5 以上 10 以下         | 5 未満              |
| 無視できるレベル <sup>1</sup><br>(回復係数(Fr)=0.1) | 0.7%    | 1.2.% <sup>2</sup> | 1.8% <sup>3</sup> |

(5) 当該種について資源増殖事業が行われており、これにより現在の漁獲量の下でも資源が維持されると考えられること。

6. 上記5. (1) ～ (5) のいずれのケースにも該当しない場合には、特段の理由が無い限り NDF は行わない。

7. 特定の水棲動物種について、明確に種同定が可能な類似種である場合又は上記2 (1)、5 (1) ～ (4) のいずれかのケースに該当し、一定期間を通じて NDF を行うことができると判断される場合には、当該種に関する一定期間の取引に対して、先だって NDF を行うこと（以下「包括的 NDF」という。）ができる。ただし、当該期間中に資源状況が悪化する等の科学的な資源評価等が得られる場合には、包括的 NDF の取り消しを行うことができる。

<sup>1</sup> 無視できるレベルは、Wade 1998 の手法を用いて、 $R \times Fr / 2$  で計算される。

<sup>2</sup> 幅があるので R は中間値を使用。

<sup>3</sup> R は 0.35 を使用。